

(別紙4)

さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（機械設備） 特記仕様書

本業務の受託者となった者（以下「機械設備工事施工予定者」という。）は、発注者、実施設計者、建築工事施工予定者、電気設備工事施工予定者及び機械設備工事施工予定者の5者により組織される5者協議会（以下「5者協議会」という。）に参加し、さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（機械設備）に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）時において機械設備工事施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案、別途発注するさいたま市新庁舎整備技術協力業務（建築）及びさいたま市新庁舎整備技術協力業務（電気設備）での技術提案と相互に関係し、実施設計中における更なる技術提案を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

1. 業務名称

さいたま市新庁舎整備技術協力業務（機械設備）

2. 履行場所

さいたま市大宮区北袋町1-603-1 外

3. 業務委託料

金5,676,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

4. 履行期間

技術協力業務委託契約締結日から令和10年3月10日（金）まで

5. 業務内容

（1）実施設計全般に対する技術提案及び検証

機械設備工事施工予定者は、実施設計で採用を検討するための技術提案及び実施設計の作成過程で必要に応じ技術提案を行うとともに、実施設計に適切に反映されていることを確認する。また、これらの提案以外の部分を含めて施工性の観点から実施設計の内容の確認を行う。実施設計の内容について疑義がある場合は、発注者に報告し指示を受けるものとする。その他下記の協力を行う。

- ① 技術提案についての検証（発注者が指示する項目）
- ② 設計意図を変えないVE提案の作成（資料作成、見積り作成を含む）
- ③ 実施設計期間中の変更検討又は変更に関するコスト検証

（2）施工実施方針及び施工計画の作成

機械設備工事施工予定者は、設計者が行う実施設計の内容に応じた施工方法、資材・部材の

搬入計画、施工順序、工事工程表等、工事の実施にあたって必要な計画を記載した施工における実施方針及び施工計画を作成するものとする。

- ① 総合施工計画の検討、提案
- ② 施工ステップ及び、仮設計画の検討、提案
- ③ 工事工程の検討、提案及び工程表の作成

(3) コスト管理支援

① 工事費管理支援

- ・機械設備工事施工予定者は、本プロポーザル時に提出した、提案価格内訳書に基づき、全体工事費を記載した全体工事費調書を作成し、設計者が行う実施設計の内容に応じて更新を行う。なお、提案価格内訳書の作成の留意事項は本プロポーザル実施要項「X. 基本協定及びパートナーシップ協定の締結 1」に記載されている①～⑩に記載の通りであり、全体工事費調書の作成においてもこれに倣うものとする。
- ・機械設備工事施工予定者は、全体工事費調書の深度化、更新方法については、実施設計の進捗に応じて発注者及び設計者と協議を行うとともに、発注者の指示に基づき、必要となる全体工事費調書の算出の根拠となる資料を提出するものとする。
- ・機械設備工事施工予定者は、発注者及び設計者からの提案に対し、全体工事費調書の更新を行う。当該提案に対する全体工事費調書の更新内容は、発注者との協議による。
- ・全体工事費調書については、関連する技術協力業務の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期ごとの更新を想定しているが、発注者との協議により、適切に工事費を管理できる期間を設定し、その更新を行うものとする。

② 工事請負契約に関する図書を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料の作成及び更新

(4) 関係機関との協議資料作成支援

機械設備工事施工予定者は、発注者及び設計者が行う関係機関との協議の資料について、施工の視点からの助言・支援を行う。

(5) 5者協議会

受託者は、発注者、設計者及び建築工事施工予定者並びに電気設備工事施工予定者と実施設計に関する5者協議を行う。協議回数は2回／月程度とし、発注者が指示する技術者が出席するものとする。

(6) その他必要となる調査業務等

(7) 業務報告書の作成

機械設備工事施工予定者は、業務の成果として報告書を作成する。

6. 業務の配置技術者等

配置技術者として技術協力業務責任者（本業務に関し、主として指揮、監督を行う者）及び機械設備の担当者を配置すること。技術協力業務責任者は、5者協議会に出席するとともに、機械

設備工事施工予定者における組織の取りまとめ及び業務の管理を行うこと。また、工事を含む本整備事業完了までの期間、プロジェクト責任者を配置すること。なお、配置技術者の要件は、本プロポーザル実施要項による。

7. 業務の成果物

業務が完了したときは、次の成果物を提出すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 各種技術検証資料
- (3) 総合施工計画、工事工程表
- (4) 施工ステップ及び仮設計画
- (5) 技術提案書及びV E 提案に関する資料
- (6) 全体工事費調書及び関連資料
- (7) 参考見積書及び関連資料
- (8) 工事費推移管理表（任意書式）
- (9) その他発注者の指示するもの

※上記成果物は、原則、電子データとして提出すること。また、紙媒体で提出する部数については協議とする。

なお、データ形式及び提出形状等は発注者と協議すること。ただし、図面データ形式はP D F 形式、DWG 形式、D X F 形式、J W W形式の4形式で提出を基本とする。

8. 支払条件

検査完了後一括払いとする。